

介護保険制度の改正の概要について（予定）

(1) 介護報酬の改定

介護職員の人材確保・処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況及び感染症への対応力の強化等を踏まえ、介護報酬が改定されます。

改定率 全体で0.70%増

(2) 費用負担等の変更

ア 特定入所者介護サービス費（食費居住費）の助成の見直し

食費と居住費の助成については、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるように見直されます。

イ 高額介護サービス費の見直し

医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、一定以上の年収の者について、世帯の上限額が見直されます。

(3) 地域支援事業の対象者の弾力化

事業対象者・要支援者から要介護者となった場合に、総合事業を継続して利用できるように、要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることが可能となります。

(4) 更新認定の有効期間の変更

更新認定の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を、36か月から48か月に延長することが可能となります。